

## 自転車免許制度について

### 1. 自転車通学免許制度設定のあらまし

本校は、自転車通学の許可制をとることを踏まえ、教育活動の重点のひとつとして交通安全教育に取り組んでいます。近年、近隣での自転車による事故が多発していることから、子どもたちの生命を守ることが急務と判断し、令和2年度より「自転車通学免許制度」を設定します。

また、令和2年度から自転車通学を許可する条件として、ヘルメット着用並びに個人賠償責任保険の加入を義務とします。ご理解、ご協力をお願いします。

### 2. 自転車通学許可範囲

本校では地域の状況にかんがみて、自転車通学許可範囲を決定しています。また、交通量が増加するため危険性が増すため、通学する道路を制限いたします。

なお、学区外からの自転車による自転車通学は認められません。

### 3. 自転車通学免許制度

#### (1) 交通安全に関するテスト

- |       |                |         |      |
|-------|----------------|---------|------|
| ①内容   | 自転車安全に関する筆記テスト |         |      |
| ②対象   | 全校生徒           |         |      |
| ③実施時期 | 在校生            | 前年度 3 月 | 実施予定 |
|       | 新入生            | 入学後 4 月 | 実施予定 |
| ④その他  | 必ず全員が合格するまで行う  |         |      |

#### (2) 免許減点制

筆記テストに合格した者に自転車通学許可証を発行する。許可証に対し、点数制度を設け、違反した者は持ち点から減点される。点数がなくなった場合や許可停止時には、徒歩通学となる。

- |            |  |
|------------|--|
| ①年度当初の持ち点  | 6点とする  |
| ②免許停止となる場合 | 持ち点が0点になったとき   |
| ③免許停止後の措置  | ・ 5日間の徒歩通学となる（1回目はその後復活する）<br>・ 2回目に免許停止または0点になった場合は、保護者を含めて校長面談を実施し対応をする。 |

【免許点数減点表】

免許停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>①二人乗り</li> <li>②信号無視</li> <li>③傘さし運転</li> <li>④携帯電話運転</li> <li>⑤イヤホン運転</li> </ul>	減点 1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>①整備不良（改造を含む）</li> <li>②ステッカーなし</li> <li>③駐車違反</li> <li>④校地内乗車</li> <li>⑤無灯火</li> <li>⑥カバンを背負わない または荷台に結ばないでの運転</li> <li>⑦免許不携帯</li> </ul>
減点 2点	<ul style="list-style-type: none"> <li>①通学違反 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通行禁止の通行</li> <li>・横断違反</li> <li>・通学路以外</li> </ul> </li> <li>②並列運転</li> <li>③一時停止無視</li> <li>④ヘルメット無着用・顎ベルト無着用</li> <li>⑤その他の危険運転</li> </ul>		

☆上記の減点項目は免許証の裏に印刷します。